

第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時

場所 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
6階「コンコード」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

■ 第73回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	36
■ 計算書類	50
■ 会計監査人の監査報告	58
■ 監査等委員会の監査報告	62

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株式会社 **テクノ菱和**

証券コード：1965

証券コード 1965
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目12番8号
(本社事務所)
東京都豊島区南大塚2丁目26番20号
株式会社 テクノ菱和
代表取締役 黒田 英彦
社長執行役員

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階「コンコード」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.techno-ryowa.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場される株主様には、マスクのご着用やアルコール消毒液による手指の消毒、検温等の感染防止措置にご協力をお願いいたします。
- ・ご来場される株主様で発熱が確認された方や体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.techno-ryowa.co.jp/>) より、ご通知申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権行使をされる場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分入力分まで

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使とさせていただきます。

■ 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

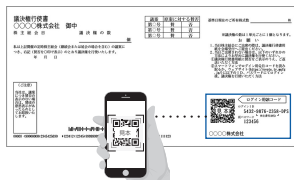
開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のQRコードから、ログインIDやパスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォン等で議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

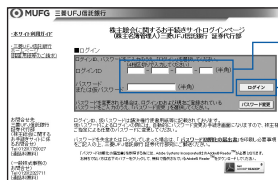
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

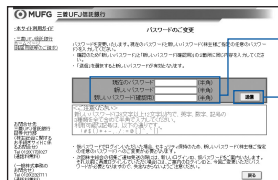
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録し、送信ボタンをクリックしてください。



「新しいパスワード」を登録

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営基盤の充実を図りつつ、期間収益および配当性向を勘案しながら、安定して配当を維持することを基本方針といたしております。このような方針のもと、当期の業績や財政状況、配当水準等を総合的に勘案し、当事業年度の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当（12円）を加えました年間配当金は1株につき32円となります。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額435,431,900円
- ② 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	くろだ ひで ひこ 黒田英彦	再任	代表取締役 社長執行役員	14回中14回 (100%)
2	かとう まさ や 加藤雅也	再任	取締役 常務執行役員 管理本部長	14回中14回 (100%)
3	おお いし つとむ 大石勉	再任	取締役 上席執行役員 技術本部長兼調達本部長	11回中11回 (100%)
4	はかま だ かず ひろ 袴田一博	新任	上席執行役員 営業本部長兼東日本営業統括	—
5	たけ だ きみ はる 武田公温	再任	社外 独立 取締役	14回中14回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	黒田英彦 (1954年 3月14日生) 再任	1976年4月 ナミレイ(株)入社	38,060株
		1982年11月 当社入社	
		2003年6月 同 取締役大阪支店副支店長	
		2003年10月 同 取締役大阪支店長	
		2005年10月 同 常務取締役大阪支店長	
		2010年10月 同 常務取締役東海・西日本事業統轄	
		2011年4月 同 常務取締役名古屋支店長兼西日本営業統轄	
		2013年4月 同 常務取締役営業推進本部長兼東京本店長	
		2014年4月 同 専務取締役東京本店長	
		2015年4月 同 代表取締役社長	
		2017年6月 同 代表取締役社長執行役員(現任)	
取締役候補者とした理由 黒田英彦氏は、長年にわたり営業部門、事業所長等の要職を歴任し、2015年4月以降は代表取締役社長として当社グループの経営を牽引しております。豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			
2	加藤雅也 (1959年 12月18日生) 再任	1982年4月 当社入社	9,599株
		2015年6月 同 取締役名古屋支店長	
		2017年6月 同 上席執行役員名古屋支店長	
		2018年10月 同 上席執行役員管理本部副本部長	
		2020年4月 同 上席執行役員管理本部長	
		2020年6月 同 取締役上席執行役員管理本部長	
2021年4月 同 取締役常務執行役員管理本部長(現任)			
取締役候補者とした理由 加藤雅也氏は、長年にわたり技術部門および事業所長等の要職を歴任し、また、直近では管理部門の責任者を務めるなど、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おお いし つとむ 大石 勉 (1961年 2月20日生) 再 任	1983年 4月 当社入社 2007年 4月 同 名古屋支店副支店長 2009年 4月 同 九州支店長 2013年 4月 同 大阪支店副支店長 2017年 6月 同 執行役員大阪支店副支店長 2018年10月 同 上席執行役員大阪支店長 2020年 4月 同 上席執行役員調達本部長兼技術本部副本部長 2021年 4月 同 上席執行役員技術本部長兼調達本部長 2021年 6月 同 取締役上席執行役員技術本部長兼調達本部長 (現任)	2,421株
	取締役候補者とした理由 大石勉氏は、長年にわたり施工部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		
4	はかま だ かず ひろ 袴田 一博 (1960年 8月1日生) 新 任	1986年 4月 ナミレイ(株)入社 1998年 4月 当社入社 2003年 1月 同 東京本店第七営業部長 2003年 4月 同 東京本店第六営業部長 2004年 7月 同 東京本店第一営業部長 2007年 7月 同 東京本店西東京営業所営業部長 2008年 4月 同 東京本店西東京営業所長 2009年10月 同 東京本店第一営業部長 2014年10月 同 東京本店副本店長 2017年 6月 同 執行役員東京本店副本店長 2018年 4月 同 執行役員横浜支店長 2021年 4月 同 上席執行役員営業本部長兼東日本営業統括 (現任)	2,096株
	取締役候補者とした理由 袴田一博氏は、長年にわたり営業部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p>たけだ きみ はる 武田公温 (1958年 12月3日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1981年4月 三菱重工業(株)入社 2007年4月 同 冷熱事業本部カーエアコン技術部長 2009年4月 同 冷熱事業本部副事業部長 2010年6月 当社取締役 2011年4月 三菱重工業(株)冷熱事業本部副事業本部長 2013年1月 三菱重工オートモーティブサーマルシステムズ(株) 代表取締役社長 2013年6月 当社取締役退任 2018年1月 三菱重工サーマルシステムズ(株)代表取締役副社長 (現任) 2018年6月 当社取締役(現任)</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>武田公温氏は、空調機器メーカーでの長年の経験および企業経営者としての豊富な経験を有しておられ、それらの経験と専門的見地からの助言を当社の経営判断にいかしていただきたく、同氏を社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武田公温氏は、社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は2010年6月から2013年6月までの期間、当社の社外取締役でありました。
3. 当社と武田公温氏の間において、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。
4. 武田公温氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年8月に更新される予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告26頁をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役雑賀純二氏が、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
つね き しげる 常木 茂 (1962年 2月1日生) 新任	1984年4月 当社入社 2006年1月 同 東京本店設計部第二課長 2007年4月 同 東京本店品質保証室長 2012年7月 同 東京本店安全品質保証部長 2021年4月 同 東京本店安全品質保証部長兼工務部長 2022年4月 同 内部監査室(現任)	0株
監査等委員である取締役候補者とした理由 常木茂氏は、当社の施工部門、設計部門、安全品質保証部門、内部監査部門を歴任し、当社の業務に精通しており、当社の監査、監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 常木茂氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、常木茂氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年8月に更新される予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告26頁をご参照ください。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
みつ もり さとる 三 森 仁 (1966年 1月22日生)	1993年 4月 第二東京弁護士会 弁護士登録 あさひ法律事務所入所 (現パートナー) 2008年 4月 東京家庭裁判所家事調停委員 (現任) 2011年10月 原子力損害賠償紛争審査会特別委員 (現任) 2018年 4月 (株)クア・アンド・ホテル監査役 (現任) 2021年 6月 当社取締役 (監査等委員)	0株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割 三森仁氏は、弁護士として企業法務に精通され、その専門的な見識と企業経営にも携わっておられる経験を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。就任された場合には、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三森仁氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、三森仁氏が就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年8月に更新される予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告26頁をご参照ください。

以上

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、ならびに各取締役が備えるスキルは以下のとおりであります。

氏名	地位	属性		経営戦略に照らして備えるべきスキル								
		指名・報酬 諮問委員会	独立社外 取締役	他社での 経営経験	財務・会計	リスク管理 ・法務	受注活動	施工・技術	新規事業 推進	人材育成	DX・IT	
黒田 英彦	代表取締役 社長執行役員	○				○	○				○	
加藤 雅也	取締役 常務執行役員	○				○	○	○			○	
大石 勉	取締役 上席執行役員							○	○			○
袴田 一博	取締役 上席執行役員							○				
武田 公温	取締役	○	○	○					○	○		
常木 茂	取締役 常勤監査等委員					○		○				
小坂井 千春	取締役 監査等委員	○	○	○	○							
飯高 弘史郎	取締役 監査等委員	○	○	○	○							

当社の経営戦略に照らして特定した当社取締役が備えるべきスキル項目の選定理由は、以下のとおりであります。

スキル項目	項目としての選定理由
他社での経営経験	独立社外取締役には、他社での経営経験をいかして当社取締役会の監督や業務遂行に関する助言を行っていただくことを期待しており、他社での経営経験は、当社独立社外取締役にとって重要なスキルであります。
財務・会計	財務報告の正確性を確保することで市場からの信頼を獲得することや安定した財務基盤の構築により持続的な企業経営に資することは当社にとって重要な要素であり、財務・会計に関する知識は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
リスク管理・法務	企業活動にはさまざまなリスクが存在しており、リスク対応を誤ることで企業の存続に影響を及ぼすことも考えられることから、企業法務の知識やリスクマネジメントの経験は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
受注活動	売上高のほとんどを完成工事高が占める当社にとって、工事受注の成否が業績に直結することになることから、受注活動に関するノウハウや経験は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
施工・技術	安全で確実な施工体制の構築や環境技術をはじめとする先進的な施工技術の習得、ならびに空調の原理やシステム、機器等に関する知識や技術は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
新規事業推進	売上高のほとんどを完成工事高が占める当社においては、建設市場の動向により業績が変動するリスクを負っており、業績変動を抑制するために新規事業を推進することは、当社にとって重要な課題となっております。
人材育成	当社事業活動の特性上、特段の設備等を保有する必要がないということもあって、当社が事業活動を継続するにあたって最も重要な要素となるのは人材であり、人材育成や人材の有効活用に関する知識は、当社取締役にとって重要なスキルであります。
DX・IT	今後、業務のさまざまな場面でIT技術を活用する機会が増え、DXの推進による新たなビジネスモデルの構築や業務の変革を企業の成長に繋げていかなければならない状況下において、DXやITに関する知識や経験は、当社取締役にとって重要なスキルであります。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、感染症の流行状況に応じて個人消費は増減を繰り返し、好調な海外需要を背景に輸出は堅調に推移したものの、資源価格の高騰や感染の再拡大が企業収益を圧迫し、改善が続いていた景況感にも一服感がみられるなど、景気は一進一退の動きとなりました。

建設業界におきましては、公共投資は、前期と比べ減少となりましたが、設備投資は、国内外の経済活動の持ち直しにより、先送りしていた投資を徐々に再開する動きがみられたことから、前期をやや上回る水準となりました。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、当期を初年度とする中期3か年事業計画の基本方針に則り、激化する競争環境に対応するため、バランスの取れた受注を目指すとともに、働き方改革やデジタル技術の活用による業務の効率化を進めることで、利益の確保に努めてまいりました。

その結果、部門別工事受注高は、複数の大型物件を受注できたことなどから、産業設備工事372億円（前期比16.3%増）、一般ビル設備工事194億円（前期比6.3%減）、電気設備工事21億円（前期比17.0%減）となり、工事受注高合計は588億円（前期比34億円増）と6.3%の増加となりました。これに兼業事業の受注高7億円を加えました受注総額は596億円（前期比34億円増）となり、前期と比べ6.1%増加いたしました。

次に完成工事高は、工事の進捗が順調に推移したことから、560億円（前期比20億円、3.8%増）となり、これに兼業事業の売上高8億円を加えました売上高合計は569億円（前期比20億円増）で、前期と比べ3.7%増加いたしました。

利益につきましては、採算性の高い工事が完成を迎えたことや工事粗利益率の改善により、経常利益は33億円（前期比59.0%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は22億3千7百万円（前期比81.2%増）となりました。

今後のわが国経済は、コロナ禍で落ち込んでいた経済活動が徐々に正常化に向かい、先進国を中心とした海外需要も堅調なことから、景気は回復に向かうものと思われませんが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が長期化することで資源価格が一段と高騰し、世界経済が大幅に下振れするリスクをはらんでいます。建設業界におきましては、公共投資は前期並みで推移し、設備投資は企業の積極的な投資姿勢が維持され、回復基調が続くものと見込んでおりますが、感染症やウクライナ情勢の動向によっては、減少に転ずる可能性もあり、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、これまで同様にバランスのとれた受注を推進するとともに、部門間の連携を強化してお客様のニーズに機動的に対処することで、激化する競争環境に対応してまいります。また、働き方改革をより一層推し進め、生き生きと働ける職場環境の構築を目指すとともに、ESGへの取組みを深め、当社が掲げるマテリアリティをクリアすることで、SDGsの達成にも貢献してまいります。さらに、環境に配慮した新しいビジネスモデルを探索するとともに、海外事業の足場固めを実施し、収益源の多様化にも挑戦してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

部門別受注高、売上高、繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備 工 事 業	産業設備工事業	16,502	37,275	34,983	18,794
	空調衛生設備工事業				
	一般ビル設備工事業	15,481	19,471	18,650	16,302
	電 気 設 備 工 事 業	821	2,108	2,424	504
	小 計	32,805	58,854	56,058	35,601
兼 業 事 業	冷熱機器販売事業	—	748	748	—
	太陽光発電事業	—	—	11	—
	不動産賃貸事業	—	—	86	—
	小 計	—	748	846	—
	合 計	32,805	59,603	56,905	35,601

当期中における主な完成工事と当期末における主な手持工事は次のとおりであります。

当期中の主な完成工事

工 事 名 称	工事場所
豊田合成東日本(株)東北新工場建設工事	宮 城 県
MGCエージェンシ(株)QOL 第二期棟新築工事	福 島 県
湯島駅空調設備改良工事	東 京 都
日本医科大学武蔵小杉病院新築工事	神 奈 川 県
NGKセラミックデバイス(株)多治見工場配管ダクト電気工事 (仮称) 静岡社会健康医学大学院大学第2期改修他工事	岐 阜 県 静 岡 県
愛知学院大学日進キャンパスCGS工事	愛 知 県
国立国会図書館関西館本館空調改修工事 (仮称) 大阪新美術館建設機械設備工事	京 都 府 大 阪 府
阪神高速道路(株)朝潮橋管理施設機械設備補修工事	大 阪 府
和歌山市民会館 (仮称) 市民文化交流センター新築機械設備工事	和 歌 山 県
(株)大真空徳島事業所第2工場CR新設計画	徳 島 県
テーブルマーク(株)中央工場改修工事 (空調)	香 川 県
琉球海運(株)博多港総合物流センター新築工事	福 岡 県
(株)湖池屋九州工場建設工事	熊 本 県
PATIMBAN PORT DEVELOPMENT PROJECT	インドネシア

当期末の主な手持工事

工 事 名 称	工事場所
アップルパレス青森大規模改修工事	青 森 県
SMC(株)遠野第2工場第1期建設工事	岩 手 県
アルフレッサ(株)つくば物流センター新築工事	茨 城 県
港区立赤坂中学校等整備に伴う空気調和設備工事	東 京 都
中外製薬(株)中外ライフサイエンスパーク横浜建設工事	神 奈 川 県
新潟刑務所処遇管理棟等新営 (機械設備) 工事	新 潟 県
NGKセラミックデバイス(株)多治見倉庫棟建設工事	岐 阜 県
静岡市歴史文化施設空調工事	静 岡 県
半田市医師会健康管理センター新棟 (ドック棟) 建設及び本館改修工事	愛 知 県
京都市中央卸売市場第一市場整備工事水産棟ほか空調衛生設備改修工事	京 都 府
(株)クボタ日本新研究開発拠点新設工事	大 阪 府
大阪はびきの医療センター新病院建設工事 (空調)	大 阪 府
神戸市役所 (仮称) 連絡ロビー・エネルギー施設他空気調和設備工事	兵 庫 県
佐藤薬品工業(株)製剤A棟新築工事	奈 良 県
山陽 (2) 局舎等新設機械工事	山 口 県
ハンセン (R2) 隊舎 (4009) 新設機械工事	沖 縄 県

(2) 設備投資および資金調達状況

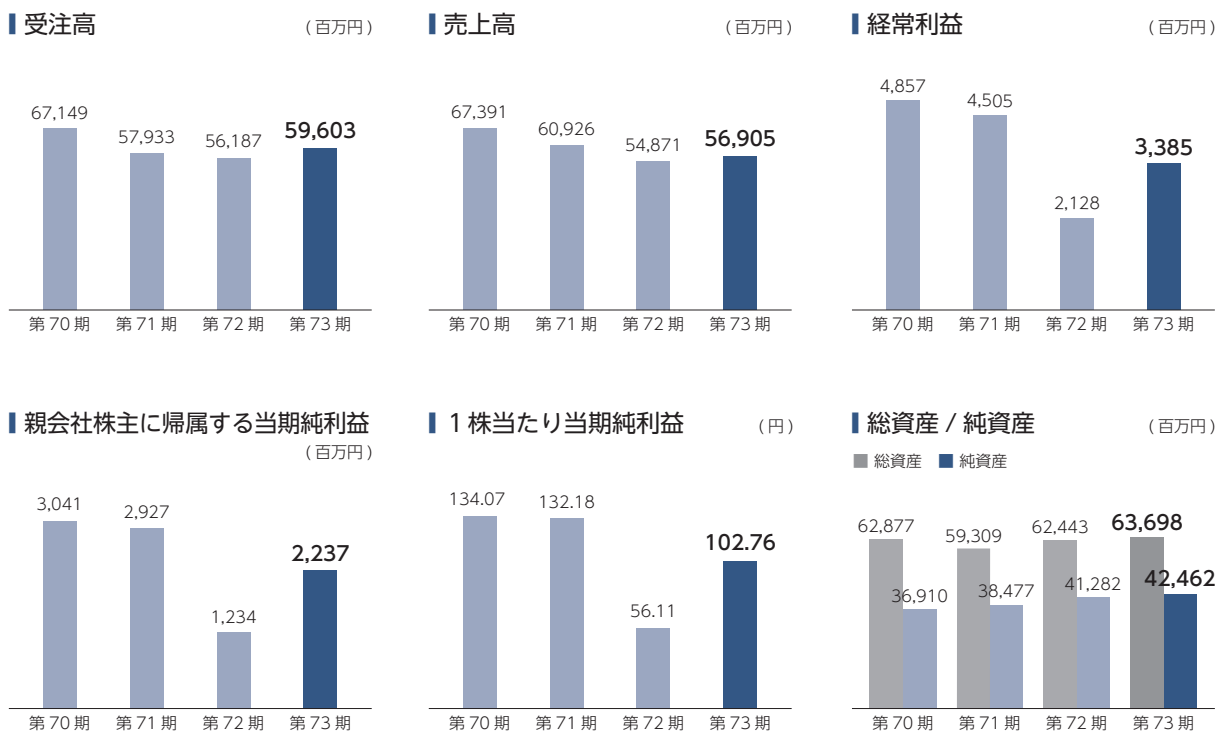
当期中に実施いたしました設備投資は、千葉支店の新社屋ビル建設費ならびにコンピュータシステム導入に伴うソフトウェア類の取得費を主なものとして、総額3億9百万円であります。なお、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第70期 2019年3月期	第71期 2020年3月期	第72期 2021年3月期	第73期(当期) 2022年3月期
受 注 高 (百万円)	67,149	57,933	56,187	59,603
売 上 高 (百万円)	67,391	60,926	54,871	56,905
経 常 利 益 (百万円)	4,857	4,505	2,128	3,385
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,041	2,927	1,234	2,237
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	134.07	132.18	56.11	102.76
総 資 産 (百万円)	62,877	59,309	62,443	63,698
純 資 産 (百万円)	36,910	38,477	41,282	42,462
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,666.09	1,737.05	1,896.12	1,950.36

(注) 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

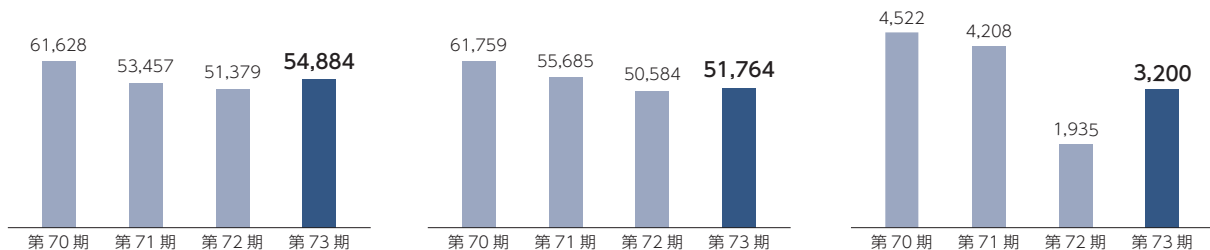


② 当社の財産および損益の状況

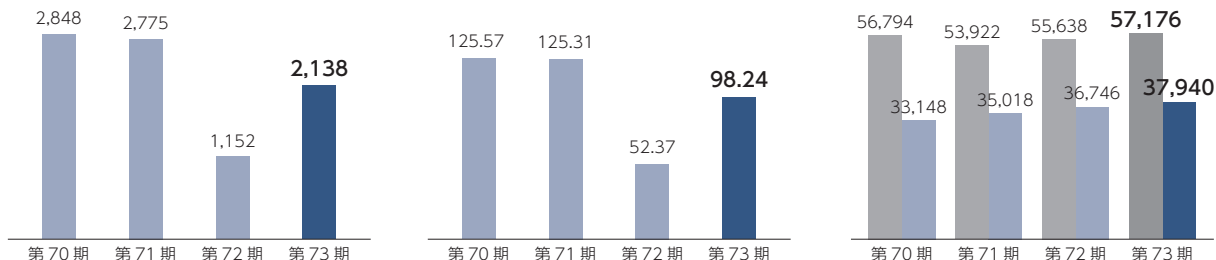
区 分		第70期 2019年3月期	第71期 2020年3月期	第72期 2021年3月期	第73期(当期) 2022年3月期
受注高	(百万円)	61,628	53,457	51,379	54,884
売上高	(百万円)	61,759	55,685	50,584	51,764
経常利益	(百万円)	4,522	4,208	1,935	3,200
当期純利益	(百万円)	2,848	2,775	1,152	2,138
1株当たり当期純利益	(円)	125.57	125.31	52.37	98.24
総資産	(百万円)	56,794	53,922	55,638	57,176
純資産	(百万円)	33,148	35,018	36,746	37,940
1株当たり純資産	(円)	1,496.46	1,580.93	1,687.81	1,742.66

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

■ 受注高 (百万円) ■ 売上高 (百万円) ■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円) ■ 1株当たり当期純利益 (円) ■ 総資産 / 純資産 (百万円)



(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
東京ダイヤエアコン株式会社	50 百万円	100 %	空調衛生設備工事業
菱和エアコン株式会社	40 百万円	100 %	空調衛生設備工事業
松浦電機システム株式会社	50 百万円	100 %	電気設備工事業
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	6,000 百万 インドネシア ルピア	66.7 %	空調衛生設備工事業

(注) 上記の重要な子会社4社は連結子会社であります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、空調衛生設備工事および電気設備工事の設計・施工ならびにこれらの設備工事にかかる機器類の販売事業等を行っております。

部門別の事業内容は以下のとおりであります。

① 産業設備工事業

超清浄空間や厳密な温湿度管理が必要となる電子部品、精密機器、食品および医薬品等の製造工場や研究所等における空調衛生設備工事を行っております。

② 一般ビル設備工事業

人々が社会活動を営むうえで快適な空間を求められる事務所、学校および病院等の一般建物における空調衛生設備工事を行っております。

③ 電気設備工事業

工場の大型大容量電力設備から多様化するオフィスビルにおける電気設備まで、システム構築を含めた電気設備工事を行っております。

④ 冷熱機器販売事業

上記の設備工事に関連する空調機器等の販売を行っております。

⑤ 太陽光発電事業

太陽光発電施設を建設し、発電した電力を売電する事業を行っております。

⑥ 不動産賃貸事業

遊休地を活用して賃貸マンションを建設し、不動産の賃貸業を行っております。

(6) 主要な営業所および研究所

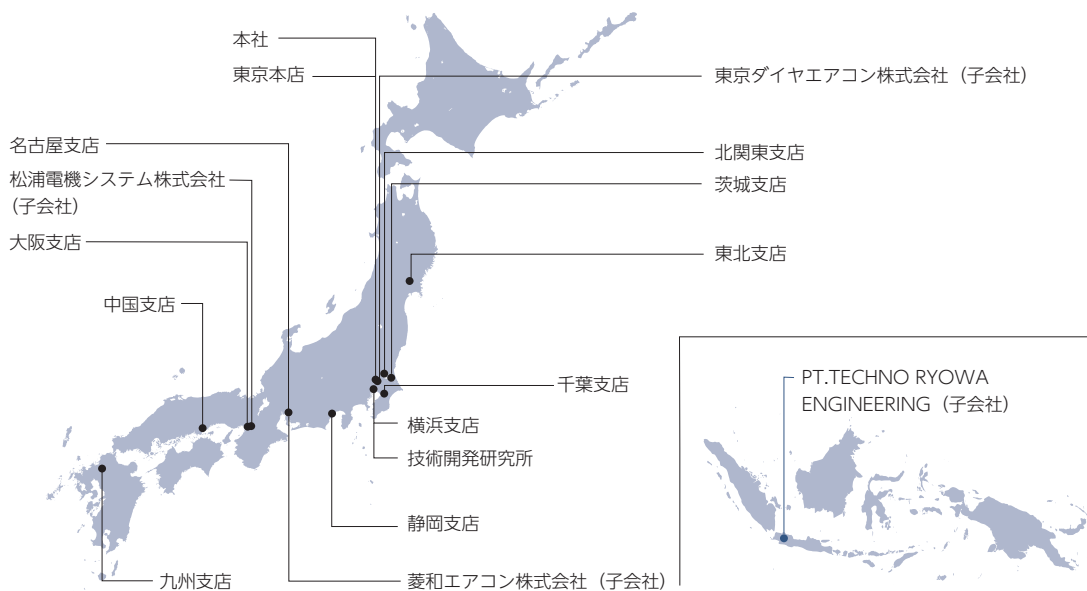
① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都豊島区
東 京 本 店	東京都豊島区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
大 阪 支 店	大阪府大阪市
東 北 支 店	宮城県仙台市
茨 城 支 店	茨城県土浦市
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
千 葉 支 店	千葉県千葉市
横 浜 支 店	神奈川県横浜市
静 岡 支 店	静岡県静岡市
中 国 支 店	岡山県倉敷市
九 州 支 店	福岡県福岡市
技 術 開 発 研 究 所	神奈川県横浜市

② 子会社

名 称	所在地
東京ダイヤエアコン株式会社	東京都新宿区
菱和エアコン株式会社	愛知県名古屋市
松浦電機システム株式会社	大阪府守口市
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	インドネシア共和国

(注) 2022年4月1日付で、茨城支店および千葉支店を統合し、茨城県土浦市に東関東支店を設置いたしました。



(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
870名	22名 増

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
744名	19名 増	44歳5か月	14年7か月

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 79,994,522株
- (2) 発行済株式の総数 22,888,604株
- (3) 株 主 数 7,489名 (前事業年度末比386名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
テ ク ノ 菱 和 取 引 先 持 株 会	2,348 千株	10.7 %
三 菱 重 工 サ ー マ ル シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,424	6.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,071	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,071	4.9
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	906	4.1
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	738	3.3
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	734	3.3
テ ク ノ 菱 和 従 業 員 持 株 会	725	3.3
株 式 会 社 京 葉 銀 行	723	3.3
近 重 次 郎	672	3.0

(注) 当社は、自己株式1,117,009株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	黒 田 英 彦	社長執行役員
取 締 役	星 野 宏 一	専務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括
取 締 役	加 藤 雅 也	常務執行役員管理本部長
取 締 役	大 石 勉	上席執行役員技術本部長兼調達本部長
取 締 役	武 田 公 温	三菱重工サーマルシステムズ(株)代表取締役副社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	雑 賀 純 二	
取 締 役 (監査等委員)	小坂井 千 春	
取 締 役 (監査等委員)	飯 高 弘史郎	

- (注) 1. 武田公温、小坂井千春および飯高弘史郎の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役小坂井千春および飯高弘史郎の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との十分な連携を図るため、雑賀純二氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の異動

① 就任

2021年6月25日開催の第72回定時株主総会において、大石勉氏が新たに取締役に選任され、また、飯高弘史郎氏が新たに監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、第71回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された三森仁氏が、監査等委員である取締役の法定員数を欠くことになったため、2021年6月19日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。

② 退任

監査等委員である取締役本間正広氏が、2021年6月19日付で死亡により退任いたしました。

また、2021年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木孝氏および監査等委員である取締役三森仁氏が任期満了により退任いたしました。

③ 事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
星野 宏一	西日本営業統括	名古屋支店長 兼西日本営業統括	2022年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（武田公温、雑賀純二、小坂井千春および飯高弘史郎の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、保険期間中に会社役員である被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。

なお、職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約には免責額を設け、縮小支払割合を定めております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	160,918 千円 （ 600 千円 ）	106,918 千円 （ 600 千円 ）	54,000 千円 （ - ）	6名 （ 1名 ）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	23,799 千円 （ 9,639 千円 ）	23,799 千円 （ 9,639 千円 ）	- （ - ）	5名 （ 4名 ）

(注) 上記の支給人数には、2021年6月19日付で退任した監査等委員である取締役1名ならびに2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査等委員である取締役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役の会社業績向上に対する意識を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、業績連動報酬等として取締役賞与を支給しております。取締役賞与は、「役員報酬規程」にその支給基準が定められており、取締役会の決議を経て支給しております。取締役賞与の支給総額を決定するにあたっては、事業計画を策定するうえで重要な指標として認識している経常利益（単体）を支給総額決定の根拠となる指標として用いております。

取締役賞与の算定方法は、役員賞与引当金計上前の経常利益に一定割合を乗じた金額を支給総額としており、経常利益に応じて変動する仕組みとしておりますが、支給額が過大とならないよう、決定できる支給総額に上限を設けております。

当事業年度を含む経常利益（単体）の推移は、1. (3) ②「当社の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

③ 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第68回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第68回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i 当該方針の決定の方法

当該方針を決定するにあたって、取締役会の諮問機関として任意に設置する指名・報酬諮問委員会に方針の原案を諮り、同委員会で審議のうえ、同委員会の意見を踏まえて2021年2月26日開催の取締役会において当該方針を決議いたしました。

ii 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関しては、業績連動報酬である取締役賞与と業績連動報酬以外の報酬である月額報酬により構成されており、過度なインセンティブを付与することが業績達成への圧力となり、不正に繋がることも考えられることを考慮し、一定の月額報酬をベースとしつつ、各取締役の業績への貢献に対しては、取締役賞与の支給をもって評価する方針としております。なお、個人別の報酬等についての種類ごとの割合は定めておりませんが、業績連動報酬である取締役賞与については、「役員報酬規程」に支給できる上限を定めております。

月額報酬は、固定的な報酬として、毎月一定額を支給します。支給額は株主総会の決議の範囲内で、役位毎に取締役会において定められております。月額報酬のうち、役位

毎に定めた一定額を役員持株会に拠出することとし、持株会の持分については、在任期間中の引き出しを禁止しております。これにより、中長期的に株価上昇へのインセンティブを付与することとします。

取締役賞与は、「役員報酬規程」にその支給基準が定められており、取締役会の決議を経て支給することとしております。当社は事業計画を策定するにあたり、経常利益を重要な指標として捉えており、業績連動報酬である取締役賞与についても、支給総額の決定の根拠となる指標として選択しております。個別の支給額の決定については、取締役会決議により代表取締役社長執行役員に一任されており、代表取締役社長執行役員は、各取締役の期間業績達成度合いに応じて個々の取締役に対する評価を実施し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえて、個別の支給額を決定しております。

- iii 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の月額報酬である基本報酬については、役位毎の支給額を取締役会で決議しており、取締役賞与については、「役員報酬規程」に支給総額の計算方法や上限、支給条件等を定めるなど、報酬の透明性確保に努めております。また、取締役の報酬等の決定にあたっては、「指名・報酬諮問委員会規程」に同委員会の審議を踏まえて決定する手続きを定めており、個別の支給額はこれらの手続きを踏まえて決定されたことを確認していることから、報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、代表取締役社長執行役員黒田英彦に取締役賞与の個別の支給額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、「役員報酬規程」に基づき決定された取締役賞与の支給総額の範囲内で、各取締役の担当部門の期間業績達成度合いを評価し、個人別の支給額を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績達成状況の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、代表取締役社長執行役員が個別の賞与額を決定するにあたっては、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に諮り、同委員会の意見を踏まえて、支給額を決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役武田公温氏の兼職先である三菱重工サーマルシステムズ株式会社と当社との間には、空調設備工事の施工についての取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役である武田公温氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、専門分野に関して議案審議に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役小坂井千春および飯高弘史郎の両氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち、小坂井氏は14回全て、飯高氏は就任後開催の11回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行いました。また、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち、小坂井氏は15回全て、飯高氏は就任後開催の10回全てに出席し、主に金融機関における長年の経験を通じて培った知識・見地から監査等委員会の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役には、それぞれの専門的な立場からの助言や業務執行者から独立した立場からの経営に対する監督の役割を期待しており、社外取締役の3氏は、それぞれの専門分野の知見に基づいて取締役会において適宜発言を行ったほか、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、就任中に開催された同委員会全てに出席し、独立した立場から取締役の選任や取締役の報酬、後継者計画等に関する議案の審議を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 46百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務についての対価を支払っており、上記②の合計額に含めております。
3. 監査等委員会は、取締役等の関係者および会計監査人から報告を受け、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社の会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反したり監督官庁から監査業務停止処分を受ける等の事実により、当社の会計監査の信頼性に疑義を生じさせることになると判断した場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任することがあります。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、内部統制システム構築の基本方針として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することはもとより、社会規範や企業倫理にも適ったものとするために「企業倫理行動指針」を制定する。取締役および執行役員は、自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。取締役、執行役員および使用人は、この指針に従って職務の執行にあたり、企業の社会的責任を果たし、広く社会からの信頼を獲得することを目指す。
 - ii 取締役会については「取締役会規程」によりその適切な運営が確保されており、原則月1回開催し、その他必要に応じて随時開催して各取締役の業務執行状況を互いに監督する。取締役は他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。監査等委員は取締役会には社外監査等委員を含む全員が出席し、経営会議および月1回開催される支店長会議には常勤監査等委員が出席して、業務の執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べる。また、監査等委員は業務執行取締役および使用人に対して必要に応じヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、その職務執行状況を確認する。
 - iii 内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づいて、使用人が法令、定款および社内規則に則った業務執行を行っているかを調査する。
 - iv コンプライアンス体制を確立し不祥事を未然に防止するという目的を達成するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会規程」に基づいて、社内のコンプライアンス体制の整備、維持を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンス違反に該当する事項を発見した場合の対応策および処分等を審議する。
 - v 取締役、執行役員および従業員に対し、日常業務遂行にあたっての行動準則を示すものとして、「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
 - vi コンプライアンス上問題がある行為を知った場合の報告先として「コンプライアンス投書箱」を設置し、匿名または記名による報告を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役、執行役員および従業員の職務執行については、「組織および職制規程」に定められた権限に基づき、取締役会等の重要会議の決議や決裁権者の決裁を受け、議事録および決裁書は、「文書管理要領」に基づいて保存・管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理に関する基本方針を定め、同規程に基づいた社長直轄のリスク管理委員会を設置する。また、リスクを体系的に管理するために、当社を取り巻く主要なリスクを「リスク一覧表」として取りまとめ、規程に定めた管理プロセスに則りリスクへの対処方法を検討する。不測の重大リスクが発生した場合には、社長または社長が任命する者を長とする緊急体制を敷き、関係部門への指示を徹底して被害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会の運営は「取締役会規程」に基づいて行われ、業務執行に関する重要事項を審議し、決議する。取締役会の意思決定のための協議機関として社長ならびに社長の指名する取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置し、取締役会にかけ重要事項の事前審議ならびに業務執行方針に関する事項および重要な個別案件の審議を行う。
 - ii 取締役への委嘱業務は、取締役会において決定し、各取締役は委嘱された担当の業務について「職務分掌表」、「職務権限基準」において定められた役割、権限に基づいて業務執行を行う。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の管理は管理本部が担当し、「関連会社管理規程」に基づいて、子会社の経営管理および経営指導を行う。子会社は同規程に従い当社への申請、報告を行う。
 - ii 「関連会社管理規程」に基づいて行われた子会社からの申請、報告をもとに、子会社のリスク管理、法令遵守等の実施状況を把握して、子会社に対して諸施策の改善や見直し等を図らしめる。
 - iii 当社の取締役、執行役員または従業員が子会社の取締役を兼務し、取締役会への参加を通じて取締役の職務の執行状況を確認する。また、子会社から定期的に業績の進捗状況を提出させ、子会社の経営状態を把握して適切な経営指導を行う。さらに、四半期ごとに国内連結子会社の社長を当社の支店長会議に参加させ、子会社に対して事業方針や事業計画等の報告を求めるとともに、当社グループ全体での経営方針等の共有を図る。
 - iv 子会社の取締役および従業員に対して「コンプライアンス投書箱」の報告先を周知させ、当社の従業員と同様に子会社からもコンプライアンスに関する報告、質問等を受ける。また、子会社に対しても「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、法令遵守への意識づけを行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、内部監査室の所属員がこれにあたる。当該使用人は、監査等委員会から受けた指示の範囲内においては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
- i 取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から重要な会議の議事録、決裁書その他業務執行に関する文書の閲覧およびその説明を求められた場合は、これに従う。また、常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、支店長会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、取締役、執行役員および使用人の業務執行状況を確認して、必要に応じ報告を求める。
 - ii 常勤監査等委員は国内連結子会社の非常勤監査役を兼務し、取締役会等の重要な会議へ出席する。また、監査等委員会が選定する監査等委員は子会社を定期的に訪問し、子会社の社長、取締役および従業員に対し、適宜ヒアリングを行い、業務執行状況等の報告を受ける。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス委員会規程」において内部通報を行った者に対する不利益な取扱いを禁止しており、この考え方に従って、監査等委員会へ報告をした者に対して不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の通常の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員会の監査計画に応じた予算を設定しており、監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求を行ったときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社内の業務監査部門である内部監査室は、監査等委員会と連携して監査を行うことにより監査業務の効率化を図る。内部監査室長は、可能な限り監査等委員会に出席して、業務監査についての報告および監査についての意見交換を行う。監査等委員会および内部監査室は定期的に会計監査人との情報交換および意見交換を行い、三様監査による監査の実効性確保を図るよう努める。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備と改善を継続的に推進して、財務報告の信頼性の確保に努める。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社は、総会屋・暴力団等の社会の秩序を乱す反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針としている。
- i 反社会的勢力に対する基本方針を「企業倫理行動指針」に明文化するとともに、「反社会的勢力対応規程」を整備し、全役職員に研修などを通じて遵守の徹底を図る。
 - ii コンプライアンス・マニュアルにおいて反社会的勢力に対する心構えや行動原則等を示し、これらの勢力との関係遮断を全役職員に周知徹底する。
 - iii 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して情報の収集に努め、必要に応じて連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

内部統制システムの適切な運用を確保するため、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適宜開催しております。また、当社の行動準則である「企業倫理行動指針」について、その浸透状況を確認するため、全役職員に向けた行動指針についてのアンケートを実施したほか、新しく部長に就任した者に対し、行動指針を遵守する旨の宣誓書を提出させるなど、企業倫理に関する意識の向上に努めております。

コンプライアンスに関しては、支店長会議において定期的に研修を実施し、事業所長等の出席者への注意喚起を図るとともに、研修内容を事業所各部門で実施する勉強会のテーマとして取り上げ、従業員への周知を図りました。また、新入社員研修や新任管理職研修においてコンプライアンス研修を実施したほか、子会社を含む全役職員を対象としたeラーニング研修を実施し、法令遵守の意識づけを行いました。また、日常業務遂行にあたっての行動準則を示す「コンプライアンス・マニュアル」の全面改訂を実施し、子会社を含む全役職員に配布いたしました。

社内規程については、法改正や社内の制度改正等に伴って、適宜制定および改正を行ったほか、損失の危険の管理に関しては、事業継続計画の見直しを行い、災害発生時の組織体制や行動手順を確認するため、BCP訓練を実施いたしました。

子会社については、基本方針に定めたとおり、子会社の取締役会への参加や子会社からの申請・報告をもとに子会社の業務執行状況を把握し、業務の適正の確保に努めてまいりました。

内部監査室は、支店・営業所への訪問や、コロナ禍のなかで訪問が難しい場合はリモート会議を活用して監査を実施し、社内規程や内部統制ルールへの遵守状況を確認し、問題点を発見した場合は是正指導を行うとともに、内部統制委員会を通じて社長や常勤監査等委員に報告を行いました。

監査等委員は、内部監査室長や社外取締役との情報交換により情報の共有化を図ったうえで支店・営業所の往査を実施して、業務執行取締役、執行役員および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。また、常勤監査等委員は、各委員会等の重要会議に出席し、内部統制の運用状況を確認いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	42,242	流 動 負 債	18,309
現金及び預金	14,870	支払手形・工事未払金等	7,520
受取手形・完成工事未収入金等	20,981	電子記録債権	6,798
電子記録債権	4,726	1年内返済予定の長期借入金	100
未成工事支出金等	198	リース債権	0
その他	1,467	未払費用	695
貸倒引当金	△2	未払法人税等	627
固 定 資 産	21,456	未成工事受入金	1,159
有 形 固 定 資 産	4,294	未賞与引当金	637
建物・構築物	4,523	役員賞与引当金	68
機械・運搬具・工具器具備品	1,396	完成工事補償引当金	89
土地	1,767	工事損失引当金	220
リース資産	8	その他の	392
減価償却累計額	△3,402	固 定 負 債	2,926
無 形 固 定 資 産	189	長期借入金	65
ソフトウェア	125	繰延税金負債	2,324
その他	64	再評価に係る繰延税金負債	104
投 資 そ の 他 の 資 産	16,972	退職給付に係る負債	265
投資有価証券	9,743	その他の	168
退職給付に係る資産	5,112	負 債 合 計	21,236
その他	2,135	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△19	株 主 資 本	37,435
資 産 合 計	63,698	資 本 金	2,746
		資 本 剰 余 金	2,498
		利 益 剰 余 金	33,188
		自 己 株 式	△998
		その他の包括利益累計額	5,027
		その他有価証券評価差額金	4,445
		土地再評価差額金	△134
		為替換算調整勘定	△2
		退職給付に係る調整累計額	719
		純 資 産 合 計	42,462
		負 債 純 資 産 合 計	63,698

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	56,058	
兼業事業売上高	846	56,905
売上原価	47,133	
兼業事業売上原価	694	47,828
売上総利益		
完成工事総利益	8,925	
兼業事業売上総利益	151	9,077
販売費及び一般管理費		6,063
営業利益		3,013
営業外収益		
受取利息及び配当金	206	
為替差益	144	
その他	39	390
営業外費用		
支払利息	13	
その他	5	19
経常利益		3,385
特別利益		
固定資産売却益	41	41
特別損失		
関係会社株式評価損	58	58
税金等調整前当期純利益		3,367
法人税、住民税及び事業税	933	
法人税等調整額	197	1,130
当期純利益		2,237
親会社株主に帰属する当期純利益		2,237

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	2,746	2,498	31,490	△998		35,737
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△609			△609
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,237			2,237
自 己 株 式 の 取 得				△0		△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			70			70
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,697	△0		1,697
当 期 末 残 高	2,746	2,498	33,188	△998		37,435

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	4,776	△64	0	831	5,544	41,282
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△609
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						2,237
自 己 株 式 の 取 得						△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						70
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△331	△70	△2	△112	△517	△517
当 期 変 動 額 合 計	△331	△70	△2	△112	△517	1,180
当 期 末 残 高	4,445	△134	△2	719	5,027	42,462

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社	(東京ダイヤエアコン(株)、菱和エアコン(株)、 松浦電機システム(株)、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING)
非連結子会社の数	3社	(株)アール・デザインワークス、(株)ダイヤランド、 KYODO TECHNO MYANMAR CO., LTD.)

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社3社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。なお、関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERINGの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に株式等以外のものより算定）

市場価格のない 移動平均法による原価法

株式等

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等 主として個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

機械・運搬具・工具器具備品 4～17年

- 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法を（リース資産を除く）採用しております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。
- 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
- 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法によりそれぞれ発生の日付から費用処理することとしております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社及び連結子会社は、設備工事業（空調衛生設備工事業及び電気設備工事業）において、主として日本及び東南アジア地域の顧客に対して、設備工事の設計・施工を行っております。
- 設備工事業の工事契約については、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した工事原価が、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。この方法により認識した収益は、41,367百万円であります。
- また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識することとしております。

これにより、空調衛生設備工事業及び電気設備工事業における工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用してまいりましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度において当該変更による損益への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取保険金」(当連結会計年度3百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益	41,367百万円
工事損失引当金	220百万円

上記に記載した金額は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4(3)及び4(5)に記載した方法で算出しております。

一定の期間にわたり認識した収益や工事損失引当金の計上は、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存しております。

この工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、資材や外注費等の市況変動や価格交渉、仕様変更による増減など工事に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められます。また、工事の進捗に伴い、予期し得ない設計・仕様変更、資材及び外注費等の市況変動や価格交渉の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあるため、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高(当期完成工事を除く)や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金(定期預金)	220百万円
--------------	--------

2. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結損益計算書関係】

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書関係】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

22,888千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	348	16.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月5日 取 締 役 会	普通 株式	261	12.00	2021年9月30日	2021年12月6日
計		609	28.00		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 435百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 20円00銭 |
| ③ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2022年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を金融機関等からの借入れにより調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの管理諸規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は返済期間30か月以内の固定金利で調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）3.を参照ください。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	9,093	9,093	－
(2) 長期借入金	(165)	(165)	0

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。
 2. 「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「電子記録債権」、「支払手形・工事未払金」、「電子記録債務」及び「未払法人税等」は、短期間で決済されるため、帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。
 3. 市場価格のない株式等

（単位 百万円）

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	649

これらについては、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位 百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,785	－	－	8,785
債券	－	307	－	307
資産計	8,785	307	－	9,093

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	—	165	—	165
負 債 計	—	165	—	165

(注) 時価の算定に用いた評価法及び時価の算定に係わるインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

この時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【退職給付関係】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、国内連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	5,910百万円
勤務費用	199
利息費用	41
数理計算上の差異の発生額	54
退職給付の支払額	△630
退職給付債務の期末残高	5,575

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	10,585百万円
期待運用収益	276
数理計算上の差異の発生額	147
事業主からの拠出額	308
退職給付の支払額	△630
年金資産の期末残高	10,688

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付に係る負債の期首残高	251百万円
退職給付費用	29
退職給付の支払額	<u>△16</u>
退職給付に係る負債の期末残高	265
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	5,575百万円
年金資産	<u>△10,688</u>
	△5,112
非積立型制度の退職給付債務	<u>265</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,847
退職給付に係る負債	265百万円
退職給付に係る資産	<u>△5,112</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,847
(注) 簡便法を適用した制度を含みます。	
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	199百万円
利息費用	41
期待運用収益	△276
数理計算上の差異の費用処理額	△209
過去勤務費用の費用処理額	△45
簡便法で計算した退職給付費用	<u>29</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	△260
(6) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	△45百万円
数理計算上の差異	<u>△116</u>
合計	△161
(7) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	34百万円
未認識数理計算上の差異	<u>1,002</u>
合計	1,036

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株 式	50%
債 券	38
現金及び預金	3
その他	9
合 計	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が34%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.7%
長期期待運用収益率	3.0%

なお、当社は退職給付見込額の期間帰属方法として、ポイント制（将来のポイントの累計を織り込まない方法）を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

3. 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は52百万円であります。

【賃貸等不動産関係】

重要性がないため、記載を省略しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

		報告セグメント	そ の 他	合 計
		設備工事業		
空調衛生設備工事業	産業設備工事	34,983	—	34,983
	一般ビル設備工事	18,650	—	18,650
電気設備工事業		2,424	—	2,424
冷熱機器販売事業		—	748	748
その他の事業		—	97	97
顧客との契約から生じる収益		56,058	846	56,905
外部顧客への売上高		56,058	846	56,905

(注) 上記の設備工事業につきましては、主に履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用し、その他につきましては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法を採用しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

① 履行義務に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4.会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準に記載しております。

② 重要な支払条件に関する情報

設備工事業に関する取引の対価は、契約条件に従い、主に履行義務の充足に係る進捗度に応じて段階的に受領しております。

(2) 履行義務の充足時点に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4.会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	(単位 百万円)
	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	17,615
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	20,778
契約資産 (期首残高)	6,532
契約資産 (期末残高)	4,928
契約負債 (期首残高)	1,258
契約負債 (期末残高)	1,166

契約資産は、顧客（施主又は総合建設会社等）との設備工事業の契約について期末日時時点で完了しているが未請求の設備工事業に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該設備工事業に関する対価は、契約条件に従い、主に履行義務の充足に係る進捗度に応じて段階的に受領しております。

契約負債は、主に履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する顧客との工事契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った未充足の履行義務に係る前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,258百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が1,604百万円減少した主な理由は、工事の進捗による増加及び債権への振り替えによる減少であり、これによりそれぞれ59,288百万円増加し、60,892百万円減少いたしました。また、当連結会計年度において契約負債が92百万円減少した理由は、工事代金の前受による増加及び工事の進捗による収益の認識に伴う取り崩しによる減少であり、これによりそれぞれ22,249百万円増加し、22,341百万円減少いたしました。

当連結会計年度に追加受注等で取引価格が変動したことなどにより、過去の期間に充足（又は部分的な充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は653百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社における未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で35,601百万円であります。当該履行義務は、設備工事業における設計・施工に関するものであり、期末日後1年以内に77%、残り23%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

【1 株当たり情報】

1. 1株当たり純資産額	1,950円36銭
2. 1株当たり当期純利益	102円76銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		37,277	流 動 負 債		16,899
現金及び預金		11,380	支払手形		812
受取手形		1,320	電工買掛		6,361
電子記録債権		4,351	1年内返済予定の長期借入金		5,917
完成工事未収入金		18,292	1年以内返済予定の長期借入金		170
売掛金		342	未払費用		100
未成工事支出金		159	未払法人税等		0
未収消費税等		745	未成工事引当金		638
立替の他金		370	未償還引当金		570
貸倒引当金		△46	未償還引当金		1,069
			未償還引当金		204
固 定 資 産		19,899	員賞与引当金		566
有形固定資産		4,131	成工事損失引当金		54
建物・構築物		4,283	長期借入金		85
機械・運搬具		349	繰上金		219
工具器具・備品		966	繰上金		128
土地		1,677	繰上金		65
リース資産		8	繰上金		2,006
減価償却累計額		△3,154	繰上金		104
無 形 固 定 資 産		180	繰上金		160
ソフトウェア		118	負 債 の 合 計		19,235
その他の資産		61	純 資 産 の 部		
投 資 そ の 他 の 資 産		15,587	株 主 資 本		33,664
投資有価証券		9,658	資 本		2,746
関係会社株		443	資 本		2,498
前払年金費用		4,076	利 益		2,498
破産更生債権		9	利 益		29,418
その他の金		1,420	利 益		490
貸倒引当金		△19	利 益		28,928
資 産 合 計		57,176	利 益		15,700
			利 益		13,228
			利 益		△998
			利 益		4,275
			利 益		4,410
			利 益		△134
			純 資 産 合 計		37,940
			負 債 純 資 産 合 計		57,176

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	50,877	
兼業事業売上高	887	51,764
売上原価	42,805	
兼業事業売上原価	719	43,524
売上総利益		
完成工事総利益	8,072	
兼業事業売上総利益	168	8,240
販売費及び一般管理費		5,463
営業利益		2,776
営業外収益		
受取利息及び配当金	255	
為替差益	144	
その他	46	446
営業外費用		
支払利息	18	
その他	3	22
経常利益		3,200
特別利益		
固定資産売却益	41	41
特別損失		
関係会社株式評価損	58	58
税引前当期純利益		3,182
法人税、住民税及び事業税	838	
法人税等調整額	205	1,043
当期純利益		2,138

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計			
			別途積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	2,746	2,498	490	15,700	11,628	27,818	△998	32,065	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△609	△609		△609	
当 期 純 利 益					2,138	2,138		2,138	
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					70	70		70	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,599	1,599	△0	1,599	
当 期 末 残 高	2,746	2,498	490	15,700	13,228	29,418	△998	33,664	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,745	△64	4,681	36,746
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△609
当 期 純 利 益				2,138
自 己 株 式 の 取 得				△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				70
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△335	△70	△405	△405
当 期 変 動 額 合 計	△335	△70	△405	1,193
当 期 末 残 高	4,410	△134	4,275	37,940

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない

株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等

主として個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

機械・運搬具 4～17年

工具器具・備品 4～8年

無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

- | | |
|---------|---|
| 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。 |
4. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 5. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社は、空調衛生設備工事業において、主として日本及び東南アジア地域の顧客に対して、空調衛生設備工事の設計・施工を行っております。空調衛生設備工事業の工事契約については、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した工事原価が、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。この方法により認識した収益は、38,296百万円であります。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 7. 控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識することとしております。

これにより、空調衛生設備工事業における工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用してまいりましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度において当該変更による損益への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保険金」(当事業年度3百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益	38,296百万円
工事損失引当金	219百万円

上記に記載した金額は、「重要な会計方針」3及び5に記載した方法で算出しております。

一定の期間にわたり認識した収益や工事損失引当金の計上は、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存しております。

この工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、資材や外注費等の市況変動や価格交渉、仕様変更による増減など工事に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められます。また、工事の進捗に伴い、予期し得ない設計・仕様変更、資材及び外注費等の市況変動や価格交渉の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあるため、翌事業年度の計算書類において、完成工事高（当期完成工事を除く）や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金（定期預金）	220百万円
--------------	--------

2. 関係会社に対する短期金銭債権

356百万円

短期金銭債務

116

3. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【損益計算書関係】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 109百万円

仕入高 211

営業取引以外の取引高 265

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書関係】

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,117千株
2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【税効果会計関係】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		171百万円
投資有価証券評価損		392
その他		332
繰延税金資産 小計		895
評価性引当額		△487
繰延税金資産 合計		407
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△1,699
前払年金費用		△715
繰延税金負債 合計		△2,414
繰延税金資産（負債）の純額		△2,006

【リース取引関係】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具及び事務用機器等の一部については、リース契約により使用しております。

【関連当事者情報】

重要性がないため、記載を省略しております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

【1株当たり情報】

1. 1株当たり純資産額 1,742円66銭
2. 1株当たり当期純利益 98円24銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社テクノ菱和

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下靖規
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村広樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノ菱和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社テクノ菱和
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下靖規指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村広樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2009年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社テクノ菱和 監査等委員会

常勤監査等委員 雑賀純二 ㊟

監査等委員 小坂井千春 ㊟

監査等委員 飯高弘史郎 ㊟

(注) 監査等委員小坂井千春及び飯高弘史郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階「コンコード」
電話 03-5950-1200 (代表)



- 交通 JR山手線 大塚駅 南口より 徒歩約2分
都電荒川線 大塚駅前駅より 徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。